

固定資産税についてのお知らせ

平成24年度の固定資産税の納税通知書を、5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。**課税明細書の再発行はしていません**ので大切に保管してください。

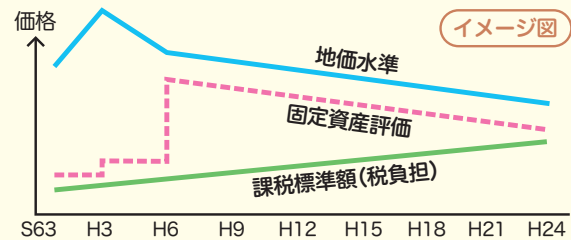
固定資産税の評価は平成24年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。平成24年1月1日以降に行われた土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

■納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。



問い合わせ ● 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

軽自動車税・固定資産税

減免申請の受付は、各納期限の7日前までです

【軽自動車税の減免申請】

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。

申請期限 ● 5月24日(木)まで
申請窓口 ● 美郷町役場税務課
持ち物 ● 印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

※普通自動車税の減免を受ける場合には、軽自動車税は減免されません。減免は障がいのある方1人につき1台限りです。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等の災害で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

問い合わせ
町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

5月31日(木)は軽自動車税と固定資産税(1期)の納期限(口座振替日)です

■軽自動車税の納税証明書は大切に保管してください

軽自動車税の納税通知書には「納税証明書」が添付されています。この証明書は二輪車・四輪車等の車検の際に必要なものですので、1年間大切に保管してください。口座振替を利用されている方には6月中旬に送付します。お急ぎの場合は税務課または六郷出張所、仙南出張所で無料で取得できます。

■軽自動車税・固定資産税一括口座振替の領収書は6月中旬に送付します

軽自動車税と固定資産税の一括口座振替を申し込んでいる方には、口座振替後の6月中旬頃に領収書を送付します。

期別ごとの口座振替の方には、その税目の最終の口座振替後に領収書を送付します。

■町税納付は口座振替がとて便利です

口座振替を利用することで、税の納め忘れや、納付のためにわざわざ金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。利用を希望する方は次の取扱金融機関でお申し込みください。

【取扱金融機関】

- 秋田銀行
- 羽後信用金庫
- 秋田ふるさと農協
- 北都銀行
- 秋田おばこ農協
- ゆうちょ銀行

【申し込みの際に必要なもの】

- ・通帳
- ・金融機関へ届出している印鑑

問い合わせ ● 町税務課 納税班 ☎0187(84)4902

平成24年4月1日から こども手当は児童手当に変わりました

3月までに子ども手当の受給者として認定された方は児童手当に移行されますので申請は不要です。ただし、出生、転入等の場合は申請が必要です。

■支給額

年 齢	支給月額
0歳～3歳(3歳になる誕生月まで)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限額を超えた場合(6月支給分から)	5,000円

※第3子とは、監護し、生計を同じくする18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童のうち、年齢が上の児童から数えて3人目の児童のこと。

■支給方法

原則として6、10、2月に受給者の口座に振り込みます。

4月から5月分は、従前の子ども手当制度と同様に支給されますが、6月分からは所得制限が導入されます。

■所得制限額

扶養親族の数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5人以上の場合は一人増えるごとに38万円ずつ加算

所得額の判定は、5月下旬に送付する「現況届」を基に、児童の養育者(父または母等)の前年中の所得額で判定します。

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給されます。

■支給額

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 41,430円
一部支給	月額 9,780円～41,420円の間

※ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
- 受給者が公的年金を受給するようになったとき
- 対象となる児童を養育しなくなったとき
- 対象となる児童が父または母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき

※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

■支給額

等級	支給額
1級	月額 50,400円
2級	月額 33,570円

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けられる場合は支給されません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907